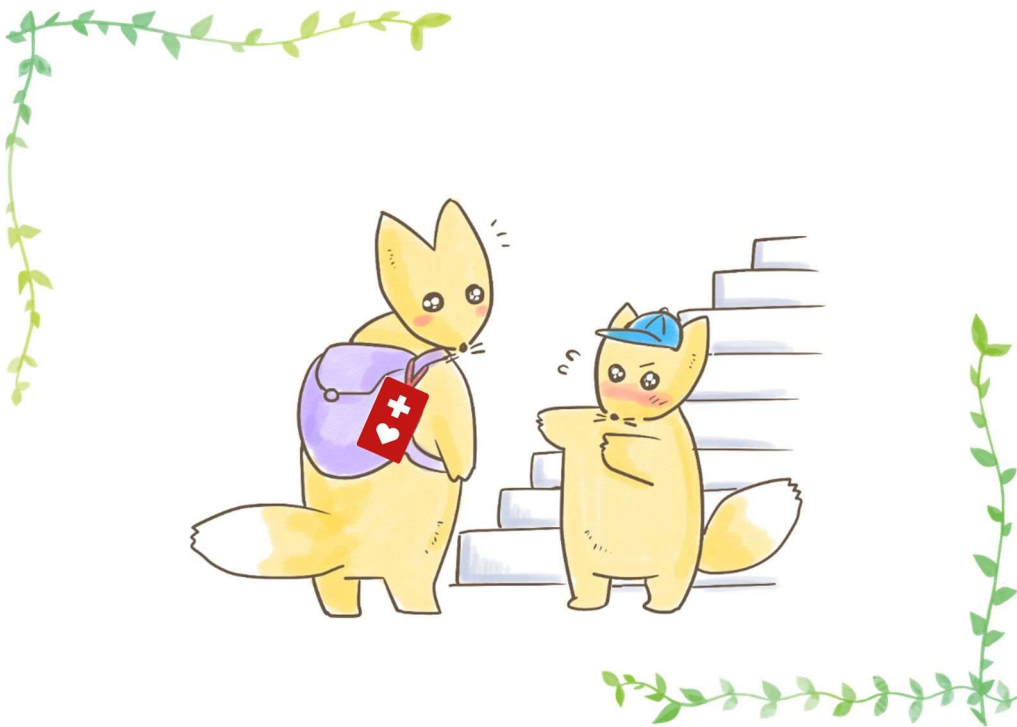


第4章 基本目標と施策体系



第1節 基本目標

市民アンケートによる意識調査や「ふくし井戸端会議」などによる地域課題抽出のための聞き取り調査等を行ったところ、「地域のつながり」に関することや、「困りごとの相談」に関すること、「地域活動の担い手」に関すること、その他様々なことが本市の地域福祉推進に係る課題として浮かび上がってきました。

そこで、本計画の基本目標を次のとおり定めることとし、これらの目標に向けて各種施策を推進していくこととします。

基本目標1 ささえあいの地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくことができるよう、地域の福祉活動基盤の運営継続と発展を支援し、ささえあいの地域づくりを目指します。

基本目標2 包括的・重層的・伴走的な相談支援

あらゆる福祉分野の相談支援の充実を図るとともに、相談支援機関の連携を深め、複雑・多様な課題や不安を抱える方を早期に発見、包括的・重層的・伴走的^{*}に支援する体制の整備を目指します。

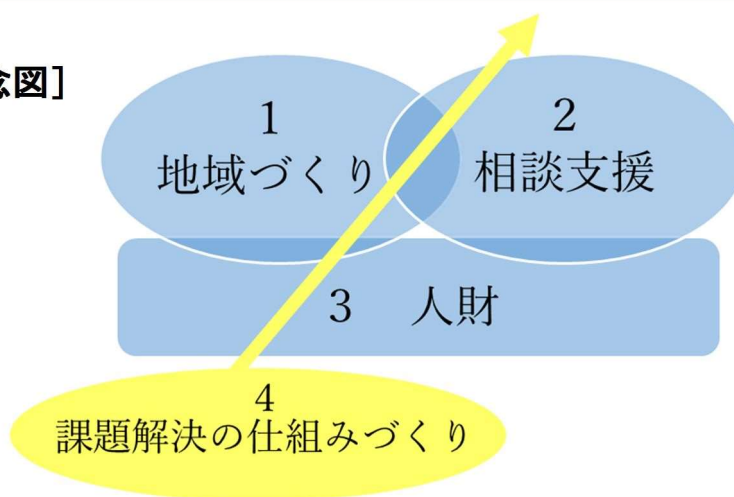
基本目標3 ふくし人財の確保・育成

地域のささえあいから社会福祉事業まで、全ての福祉活動は人の力により成り立っており、その意味で福祉活動従事者は大切な「資産」と言うことができます。広く福祉活動従事者を「ふくし人財^{*}」として捉え、その確保・育成を目指します。

基本目標4 課題解決の仕組みづくり

社会情勢の変化等により生じる新たな課題等について、関係機関と連携・協力して解決の仕組みづくりを目指します。

[基本目標の概念図]



「(基本目標1) ささえあいの地域づくり」と「(基本目標2) 包括的・重層的・伴走的な相談支援」を推進するとともに、地域福祉を担う「(基本目標3) ふくし人財の確保・育成」に努めます。

また、これらを進めるにあたり生じる課題について「(基本目標4) 課題解決の仕組みづくり」に取り組みます。

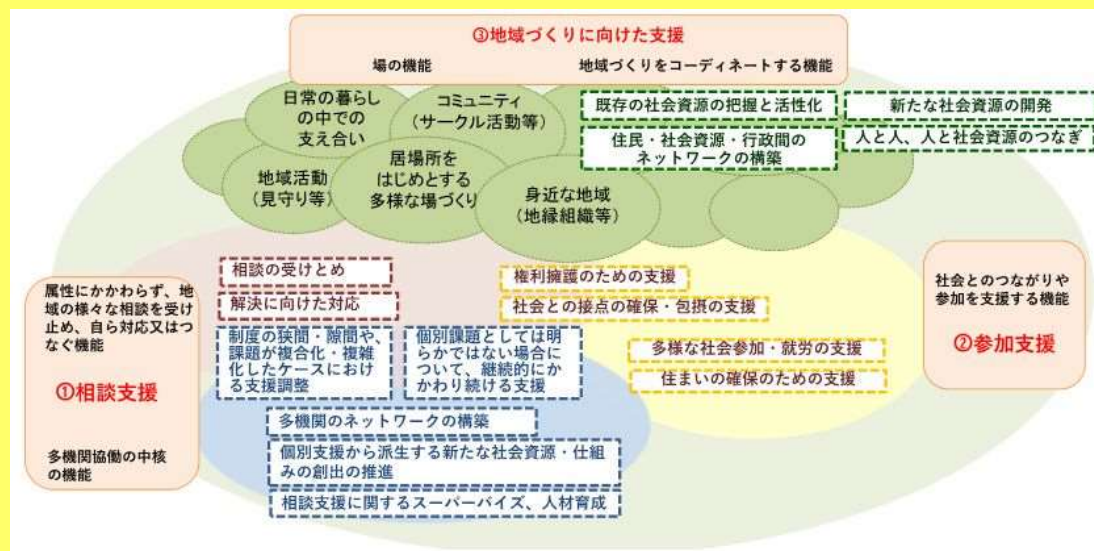
コラム ③

重層的に支援する！

令和2年6月に改正社会福祉法が可決・成立し、法制度として重層的支援体制整備事業が創設されることとなりました（令和3年4月施行）。

これは、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、①相談支援、②（社会とのつながり等を支援する）参加支援、③地域づくりに向けた支援、これら3つの支援を市町村が一体的に取り組んでいくというものです。

半田市においても、この新たな取組を進めていくため、今後さらなる支援体制の充実を図ることを念頭に本計画を策定しています（個々の取組は第5章をお読みください。）。



第2節 施策体系

基本目標1 ささえあいの地域づくり	
<u>推進施策(1)</u> 地域福祉活動基盤の 発展推進	■ 主な取組 ■ ①地域福祉課題の共有と解決に向けた協議の場づくり ②地域の住民交流拠点・助け合い活動の発展推進 ③民生・児童委員、保護司等の活動推進
<u>推進施策(2)</u> 防災・減災の推進	■ 主な取組 ■ ①災害時避難行動要支援者支援制度の充実 ②福祉避難所等の整備推進
基本目標2 包括的・重層的・伴走的な相談支援	
<u>推進施策(1)</u> ふくし相談窓口等の 拡充	■ 主な取組 ■ ①地域の身近な「ふくし相談窓口」等の拡充
<u>推進施策(2)</u> 相談支援機関の 連携強化等	■ 主な取組 ■ ①相談支援機関の連携強化 ②就労・住まい・移動等に関する支援の充実
<u>推進施策(3)</u> 生活困窮者等 自立支援の充実	■ 主な取組 ■ ①自立相談支援等の充実 ②自殺・ひきこもり・虐待・累犯・支援拒否等 困難ケースの対応充実
基本目標3 ふくし人財の確保・育成	
<u>推進施策(1)</u> 地域福祉の担い手 育成	■ 主な取組 ■ ①ふくし理解の促進 ②地域福祉の担い手育成
<u>推進施策(2)</u> 介護人材等の確保 支援	■ 主な取組 ■ ①介護人材等の確保支援
基本目標4 課題解決の仕組みづくり	
<u>推進施策(1)</u> 課題解決の 仕組みづくり	■ 主な取組 ■ ①ふくし課題プロジェクト